



2013年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2013年9月8日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月8日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月21日(予定)に受検者全員に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページに合格者の受検番号を掲載します。(<http://www.kinzai.or.jp/gokaku>)
携帯サイトでも、受検番号の入力により可否を確認できます。(<http://m.kinzai.or.jp/>)

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2013年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

厚生年金保険に加入していた会社員のAさんは、平成25年9月に44歳で病死した。Aさんには、妻Bさんおよび長男Cさんの2人の家族がいた。妻Bさんは、遺族に対する公的年金給付に関して詳しく知りたいと思い、知り合いのファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび家族に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび家族に関する資料 >

Aさん

生年月日 : 昭和43年11月9日

死亡年月日 : 平成25年9月2日

厚生年金保険の加入歴 : 平成15年3月まで144月（平均標準報酬月額 300,000円）

平成15年4月から125月（平均標準報酬月額 480,000円）

国民年金の加入歴 : 20歳から就職するまでの大学生であった期間は、国民年金に任意加入していなかった。

妻Bさん

生年月日 : 昭和46年10月25日（41歳）

厚生年金保険の加入歴 : 平成6年4月から60月（平均標準報酬月額 360,000円）

国民年金の加入歴 : 20歳から就職するまでの大学生であった期間は、第1号被保険者として保険料を納付しており、Aさんと結婚してからは、第3号被保険者として加入していた。

長男Cさん（中学生）

生年月日 : 平成12年5月3日（13歳）

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計維持関係にあった。

妻Bさんおよび長男Cさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、妻Bさんに対して、公的年金制度からの遺族給付の受給要件や遺族の範囲等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「遺族基礎年金および遺族厚生年金の受給に必要な保険料納付要件は、[]死亡日の前日において、死亡日の属する月の()までに国民年金の被保険者期間があるときは、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の()以上あること、[]平成28年4月1日前に65歳未満の者が死亡した場合は、[]の要件を満たしていなくても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の()までの1年間に保険料滞納期間がないこと、となっています。

遺族給付を受給することができる遺族の範囲は、遺族基礎年金と遺族厚生年金では異なります。遺族基礎年金を受給することができる遺族は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた『子のある妻』または『子』です。『子』とは、18歳到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子を指します。一方、遺族厚生年金を受給することができる遺族は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた『配偶者、子、父母、孫、()』となっており、妻以外の遺族には年齢等の要件があります」

語句群

イ．末日 ロ．前月 八．前々月 ニ．3分の1 ホ．3分の2
ヘ．2分の1 ト．兄弟姉妹 チ．祖父母

《問2》 妻Bさんが受給できる遺族厚生年金の年金額を，平成25年4月時点の価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて求めなさい。計算にあたっては，下記の＜資料＞を利用し，加算額については考慮しないものとする。計算過程を示し，答 は円単位とすること。なお，端数処理は以下のとおりとすること。また，下記の＜資料＞の「 」「 」は，問題の性質上，伏せてある。

・〔計算過程〕は，円未満を四捨五入

・ 答 の年金額は，50円未満を切り捨て，50円以上100円未満を100円に切り上げる

<資料>

$$\text{遺族厚生年金の年金額} = (\quad + \quad) \times \frac{300\text{月}}{269\text{月}} \times 1.031 \times 0.978 \times \text{—}$$

平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

《問3》 Mさんが，妻Bさんに対して行った遺族厚生年金の中高齢寡婦加算についての説明に関する次の記述 ～ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Bさんが遺族基礎年金を受給している間，Bさんに支給される遺族厚生年金には，中高齢寡婦加算の加算は行われません」

「中高齢寡婦加算の加算額は，遺族基礎年金の額に2分の1を乗じた額となります」

「中高齢寡婦加算の支給対象となっていた妻が65歳以後に受給する遺族厚生年金には，中高齢寡婦加算に代えて経過的寡婦加算が加算されます。しかし，この加算は昭和31年4月1日以前に生まれた者が対象であるため，Bさんは対象外となります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（58歳）は、パートタイマーとして働く妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。長男Cさん（22歳）は今年就職し、県外の会社に勤めているため、今後は妻Bさんと2人で生活する予定である。教育費の支出がなくなったことなどから、現在加入している生命保険の見直しを検討している。また、Aさんは最近体調を崩すことが多くなったことから、公的介護保険や公的医療保険についての知識を深めたいと思っている。そこで、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

現在加入している生命保険契約に関する資料は、以下のとおりである。

<現在加入している生命保険契約に関する資料>

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 平成12年10月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
月払保険料（口座振替） : 26,637円

主契約および特約の内容	保障金額	払込・保険期間
終身保険	500万円	75歳・終身
定期保険特約	700万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約（本人・妻型）	（5日目から）日額1万円	10年
成人病入院特約（本人型）	（5日目から）日額1万円	10年
家族定期保険特約	500万円	10年
リビング・ニーズ特約		

妻Bさんの入院日額は、被保険者であるAさんの6割である。

平成22年10月に特約を更新している。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対し、現在加入している生命保険の保障内容等について説明した。
Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の
語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

) 仮に、Aさんが、現時点で医師によって生まれて初めて胃がんと診断確定され、継続して12日間入院（手術なし）した場合、Aさんが受け取ることができる給付金等の総額は、()万円となります。

) 仮に、Aさんが、上記)の退院後に給付金等を受け取り、その後に不慮の事故で180日以内に亡くなった場合、奥さまが受け取ることができる死亡保険金の額は、()万円となります。

) 仮に、奥さまが現時点で亡くなった場合、Aさんが受け取る死亡保険金は、()となります。

語句群

イ . 8	ロ . 316	ハ . 324	ニ . 1,300	ホ . 1,500	ヘ . 2,200
ト . 相続税の対象	チ . 所得税の対象	リ . 非課税所得			

《問5》 Mさんは、Aさんに対し、公的介護保険および健康保険の傷病手当金、高額療養費制度の概要について説明した。Mさんの説明に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

）公的介護保険の給付について

公的介護保険の被保険者は、第1号被保険者と第2号被保険者に区分されます。第2号被保険者は、()「要介護状態」または「要支援状態」と認定された場合に、介護給付または予防給付を受けることができます。介護給付または予防給付のサービスを受けた者は、原則として、実際にかかった費用（食費、居住費等を除く）の()を自己負担することになります。

）健康保険の傷病手当金について

傷病手当金は、健康保険に加入する会社員等が病気やケガの療養のために会社等を連続して3日以上休み、事業主から給料の支払を受けられない場合、休業4日目から支給される給付です。傷病手当金は、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が、支給開始日から起算して()を限度に支給されます。

）健康保険の高額療養費制度について

高額療養費は、同一の医療機関等で同一月に支払った一部負担金等の額が、自己負担限度額（高額療養費算定基準額）を超える場合に支給される給付です。仮に、Aさんが下記の＜条件＞で入院した場合、高額療養費として払い戻される金額は()です。

<条件>

- ・ Aさんの療養のあった月の標準報酬月額を44万円とする。
- ・ 入院は1カ所の病院で、期間は同月内の8日間とする。
- ・ Aさんが病院の窓口で支払った一部負担金等の額（医療費自己負担額）を36万円（総医療費120万円）とする。
- ・ 他の医療費はないものとする。

<資料> 70歳未満の自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
a 一般（bまたはc以外の者）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
b 上位所得者	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
c 低所得者（市町村民税非課税世帯等）	35,400円

上位所得者とは、療養のあった月の標準報酬月額が53万円以上の被保険者またはその被扶養者をいう。

語句群

イ．原因を問わず ロ．加齢に伴う特定疾病が原因で ハ．1割 ニ．2割
ホ．3割 ヘ．1年 ト．1年6カ月 チ．3年 リ．8万9,430円
ヌ．20万3,000円 ル．27万570円

《問6》 Mさんは、Aさんに対し、生命保険の見直し等に関するアドバイスをした。MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「民間の保険会社が販売している介護保険は、現在のところ、公的介護保険の要介護認定を保険金の支払要件としている商品はなく、保険契約に定める所定の要介護状態に該当すれば、契約時に定めた介護一時金や介護年金が支払われます」

「仮に、現時点でAさんが亡くなった場合、奥さまの入院保障は消滅します。Aさんの生命保険契約に左右されることなく奥さまの保障を確保するために、奥さまを被保険者とする生命保険等に新規加入することをご検討されてはいかがでしょうか」

「私は、ファイナンシャル・プランニング技能士の資格を有していますので、生命保険募集人等の登録を受けてはいませんが、生命保険の募集を行うことは保険業法上問題ありません」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（70歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。35年以上にわたりX社を発展させてきたAさんは、今限りでの引退を決意し、後継者と定めた長男Bさん（42歳）に会社を譲るつもりである。社長退任後、AさんはX社の役員等にはとどまらず、完全に引退しようと考えている。

X社では、現在加入している生命保険の契約者をX社からAさんに名義変更し、Aさんの役員退職金の一部として現物支給することを検討している。また、後継者である長男Bさんの死亡退職金や生存退職金等の準備を目的に、長男Bさんを被保険者として現在加入している生命保険を解約し、新たな生命保険への加入を検討している。そこで、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

現在、X社が加入している生命保険契約に関する資料等は、以下のとおりである。

< X社が名義変更を検討している生命保険契約に関する資料 >

	変更前（現状）		変更後
契約者（＝保険料負担者）	X社	➡	Aさん
被保険者	Aさん		Aさん
死亡保険金受取人	X社		長男Bさん
保険の種類	終身保険		終身保険

保険料の払込は70歳払込満了を選択している。

< X社が解約を検討している生命保険契約に関する資料 >

保険の種類 : 無配当定期保険（特約付加なし）
 契約年月日 : 平成22年2月1日
 契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人 : X社
 被保険者 : 長男Bさん
 保険期間・保険料払込期間 : 10年
 死亡保険金額 : 500万円
 年払保険料 : 2万7,000円

< X社が加入を検討している生命保険契約に関する資料 >

保険の種類 : 長期平準定期保険（特約付加なし）
 契約年月日 : 平成25年10月1日
 契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人 : X社
 被保険者 : 長男Bさん
 保険期間・保険料払込期間 : 98歳満了
 死亡保険金額 : 1億円
 年払保険料 : 190万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社が検討している生命保険契約の名義変更に関して、Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各記述において、他に必要とされる要件等はすべて満たしていることとする。

「名義変更した場合の保険契約の権利の価額については、変更時点までにX社が支払った保険料総額で評価されます」

「名義変更をする際、X社では、当該生命保険に関して資産計上していた保険料積立金や配当金積立金を取り崩し、解約返戻金等との差額を雑収入（または雑損失）として経理処理します」

「名義変更をした後、当該生命保険契約をAさんが解約した場合、受け取った解約返戻金は、一時所得の収入金額となります」

《問8》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）37年11カ月で引退し、X社が役員退職金として5,000万円（名義変更した終身保険を含む）を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を求めなさい。計算過程を示し、答 は万円単位とすること。なお、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問9》 《設例》にある無配当定期保険を解約し、長期平準定期保険に加入した場合のX社の経理処理（仕訳）について、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、無配当定期保険の解約返戻金額は1,000円とする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

<無配当定期保険の解約時の経理処理（仕訳）>

借 方		貸 方	
現金・預金	1,000円	()	1,000円

<長期平準定期保険の第1回保険料払込時の経理処理（仕訳）>

借 方		貸 方	
()	万円	現金・預金	190万円
定期保険料	()万円		

語句群

イ．前払保険料	ロ．解約返戻金	ハ．雑収入	ニ．雑損失
ホ．支払保険料	ヘ．福利厚生費	ト．76	チ．95
			リ．114

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんの4人暮らしである。Aさんの家族構成および平成25年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成 >

- Aさん（50歳）：会社員
妻Bさん（45歳）：平成25年中にパートタイマーとして給与収入70万円を得ている。
長男Cさん（20歳）：大学生。平成25年中に収入はない。
二男Dさん（13歳）：中学生。平成25年中に収入はない。

< Aさんの平成25年分の収入等に関する資料 >

- (1) 給与収入の金額：1,100万円
- (2) 一時払養老保険（10年満期）の満期保険金
契約年月日：平成15年9月1日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん
満期保険金額：1,600万円
正味払込保険料：1,500万円
- (3) 一時払変額個人年金保険の解約返戻金
契約年月日：平成17年12月10日
契約者（＝保険料負担者）・被保険者：Aさん
解約返戻金額：430万円
正味払込保険料：350万円

< Aさんが平成25年中に支払った生命保険の保険料に関する資料 >

保険の種類	契約者(＝保険料負担者)	被保険者	契約年	年間支払保険料
終身保険	Aさん	Aさん	平成25年	10万円

上記保険契約は特約を付加しておらず、Aさんの平成25年分の所得税に係る生命保険料控除の要件を満たしている。

妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
家族全員、障害者または特別障害者には該当しない。
家族全員、年齢は平成25年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成25年分の所得税額の計算において、総所得金額に算入される一時所得の金額を求めなさい。計算過程を示し、答は万円単位とすること。

《問11》 Aさんの平成25年分の所得税額の計算および確定申告に関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

会社員であるAさんは、平成25年分の給与収入の金額が2,000万円を超えていないため、平成25年分の所得税の確定申告をする必要はない。

妻Bさんは、控除対象配偶者に該当するため、Aさんは、妻Bさんについて38万円の配偶者控除の適用を受けることができる。

仮に、妻Bさんが平成25年中に病気により入院し、Aさんがその入院治療費を平成26年中に支払った場合、Aさんは平成25年分の所得税の確定申告により、医療費控除の適用を受けることができる。

《問12》 Aさんの平成25年分の所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄～に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。また、復興特別所得税については考慮しなくてよい。

	給与所得の金額	()円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	()円
	地震保険料控除	30,000円
	配偶者控除	円
	扶養控除	()円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,000,000円
(c)	課税総所得金額 (a - b)	円
(d)	算出税額 ((c) に対する税額)	円
(e)	源泉徴収税額	722,500円
(f)	申告納税額 (d - e)	()円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~	40%	279万6,000円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円 (上限)

<資料> 所得税における生命保険料控除額(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)

年間支払保険料		生命保険料控除額
2万5,000円以下		支払保険料
2万5,000円超	5万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 1万2,500円
5万円超	10万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{4}$ + 2万5,000円
10万円超		5万円

<資料> 所得税における生命保険料控除額(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)

年間支払保険料		生命保険料控除額
2万円以下		支払保険料
2万円超	4万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{2}$ + 1万円
4万円超	8万円以下	支払保険料 × $\frac{1}{4}$ + 2万円
8万円超		4万円

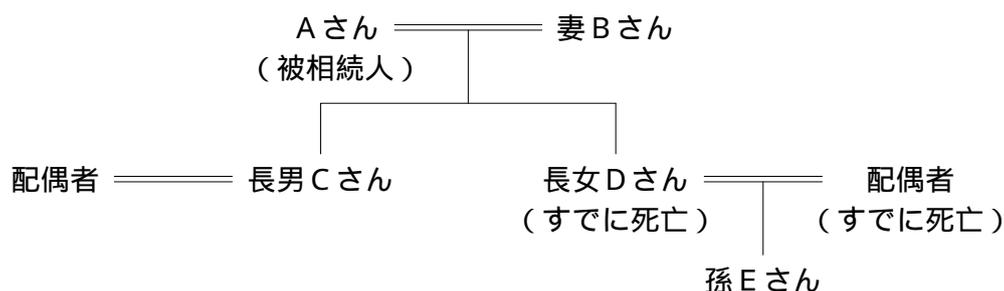
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成25年6月に病気により66歳で死亡した。Aさんの家族構成や相続財産等は、以下のとおりである。長女DさんおよびDさんの配偶者は、平成18年4月に死亡している。また、妻Bさん、長男Cさんの家族および長女Dさんの子（孫Eさん）は、Aさんの生前からAさんの自宅に居住している。なお、平成25年9月現在において、相続財産は未分割の状態である。

< Aさんの家族構成 >



< Aさんの主な相続財産（下記生命保険を除く）>

現預金	:	4,500万円
自宅（土地 240㎡）	:	8,000万円
（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の相続税評価額）		
自宅（建物）	:	2,000万円（固定資産税評価額）

< Aさんが加入していた生命保険契約に関する資料 >

定期保険特約付終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	:	Aさん
死亡保険金受取人	:	妻Bさん
死亡保険金額	:	4,500万円

一時払終身保険

契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人	:	Aさん
被保険者	:	妻Bさん
一時払保険料	:	2,000万円
死亡保険金額	:	2,500万円
解約返戻金額（Aさんの相続開始時）	:	2,100万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんが加入していた生命保険の取扱いに関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

被相続人の死亡により相続人等に支払われる死亡保険金（保険料負担者が被相続人であり、負担した保険料に対応する部分）は、相続または遺贈により取得した「みなし相続財産」として相続税の課税対象となる。ただし、すべての相続人が受け取った死亡保険金の合計額のうち、()に法定相続人の数を乗じて得た金額は非課税財産とされる。したがって、妻Bさんが受け取った死亡保険金のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、()となる。

また、生命保険の契約者が保険料を負担し、契約者以外の者が被保険者である生命保険契約で、契約者自身が死亡した場合は、「本来の相続財産」に該当し、相続税の課税対象となる。Aさんが契約していた一時払終身保険は、契約者（＝保険料負担者）がAさんであり、保険事故はまだ発生していないため、()が相続税の課税価格に算入される。

語句群

イ．50万円	ロ．500万円	ハ．2,000万円	ニ．2,100万円
ホ．2,500万円	ヘ．3,000万円	ト．3,500万円	チ．4,000万円

《問14》 Aさんの相続における相続税額の計算等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けるためには、遺産分割が確定していなければならない。

妻Bさんが「配偶者に対する相続税額の軽減」の規定の適用を受けるためには、Aさんの相続開始時において、Aさんとの婚姻期間が20年以上でなければならない。

孫Eさんは代襲相続による相続人であるため、相続税を納付しなければならない場合であっても、相続税額の2割加算の適用はない。

《問15》 Aさんの相続における課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が1億1,600万円であった場合の相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「」で示してある。

(a) 課税価格の合計額	万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(<input type="text"/>)万円
課税遺産総額 (a - b)	1億1,600万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	(<input type="text"/>)万円
長男 C さん	万円
孫 E さん	(<input type="text"/>)万円
相続税の総額	(<input type="text"/>)万円

< 資料 > 相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
万円超 万円以下 1,000	10%	-
1,000 ~ 3,000	15%	50万円
3,000 ~ 5,000	20%	200万円
5,000 ~ 10,000	30%	700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）